

## 令和2年度文化審議会文化財分科会企画調査会「企画調査会における審議のまとめ(たたき台)」 についての意見(案)

「茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化を生活文化として、その振興を図る」とともに「これらの分野に係る文化財についても、その保存・活用の必要性についての認識が高まっている」こと、そして「令和2年初頭から急速に世界に広まった新型コロナウイルス感染症の感染拡大により」「その継承にも大きな影響を及ぼしている」こと(たたき台「1.文化財を取り巻く現状と課題」<現状>)から、「ユネスコにおける無形文化財保護条約の発効」、「我が国から21件の無形文化遺産が代表一覧表に登録されている」ことを踏まえて、「**無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度**」(たたき台「2.各課題に対する対応方針(1)無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度について<必要性>」)を創設するという案に全面的に賛成するとともに、「**生活文化**」の**具体的内容の一つとして「温泉文化」を明示され、「茶道、華道、書道、食文化、温泉文化その他の生活に係る文化を生活文化」とされることを強く希求します。**

理由は以下のとおりですが、温泉文化とその主要な担い手である旅館業とその関連産業ならびに主要な展開の場である中山間地域は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により甚大な被害を被っており、温泉文化を支える事業ならびに地域は危機的な継承状況に直面しています。その克服のためにも、生活文化としての再評価とそれに基づく保存・活用の法的措置を強く求めます。

1. 清冽な水と火山からなる我が国は世界有数の温泉大国であり、温泉の利・活用は我が国国民生活に深く根ざしています。温泉法等で厳格に定義された多様な成分や温度を有す源泉が日本各地にあまた分布し、効果・適応症や楽しみ方もまた多種多様です。
2. 『古事記』『日本書紀』『出雲国風土記』から温泉(湯)の記述は始まり、今日、温泉宿泊者は年間1億3,000万人を数え、入湯税は200億円を超えています。  
また、温泉入浴はインバウンド目的の第4位に上げられており、第1位の日本食、第2位の景色・景観も温泉地での楽しみの主要要素となっています。
3. このように、私たちが、その風土性から温泉を好み、海外からも温泉の国と見られていることは、「無形文化遺産の保護に関する条約」第2条第2項に上げられる5つの分野(Domain)のうち、特に日本列島固有の「自然及び万物に関する知識及び慣習」及び日本国民固有の「社会的慣習、儀式及び祭礼行事」に対応すると考えられます。さらに温泉の場では日本固有の様々な「芸能、口承による伝統及び表現、伝統工芸技術」が具現され、継承されてきました。  
温泉地は最も日本的な文化的景観地であり、我が国における温泉利・活用は固有の生活文化として根付いています。
4. さらに日本の温泉入浴の方法つまり「洗い場で汚れを落とし、かけ湯をして、静かに浴槽に入り、じっくりと浸かり、温まり、温泉成分を身に沁み込ませる」という作法は、我が国においては当然の作法ですが、世界的には少数派です。  
ドイツのバーデン＝バーデンやチェコのカルロヴィヴァリをはじめ海外の多くの地域では浴槽は洗いの場であり温まる場ではありません。入浴成分はシャワーで洗い流されてしまいます。

私たちはあまりにも当たり前と考えていますが、浴槽に浸かり温まるという入浴作法自体が日本固有の生活文化です。それほどまでに温泉文化は生活文化として定着しています。

5. こうした日本固有の温泉入浴は「ケ(褻)」と「ハレ(晴)」からなる日本文化、特に祭りの構造と符合しています。

ケ(褻)と呼ばれる日々の生活・生業が積み重なると心身の疲れが溜まります。この状態をケガレ(褻枯れ)と言います。洗い場で汚れを落とし、かけ湯をして、静かにお湯に浸かる営みは、ケガレを止めて聖なる力を招き入れる清めと慎み(忌み)に当たります。清らかな湯が効能成分と温かさをもたらします。人々は癒され、ハレ(晴れ)がもたらされます。しかし、これだけでは興奮状態です。ケ(褻)つまり日々の生活・生業に戻る営み(ナオラヒ=直会)の場が必要です。最も一般的な形が共食、地域に根ざした飲食です。我が国食文化の一端がそこにあります。

6. 人々は逗留を続けて清らかで温かな温泉と共に地域の自然や景観、様々な芸能を楽しむことで地の総合的な力をいただき、自然との一体化を通して心身の疲れを癒して日常の生活・生業、ケ(褻)の世界に帰っていきます。

そうした営みが温泉地に旅館を不可欠の存在として生み出し、旅館を核としたまち、独特な文化景観地を成り立たせてきました。また、人々は温泉からケ(褻)の世界に戻るにあたって、温泉饅頭をはじめとするお土産を持ち帰りました。それは、あたかも寺社でいただく御札や御守を想起させるほどです。

7. この全体像こそ日本固有の「生活文化」としての「温泉文化」であると、私たちは考えます。  
8. しかし、気候変動による地球の温暖化、豪雨・河川氾濫・地すべり、地震等の災害が頻発・巨大化している中で温泉源・温泉街の維持・保全は緊急を要する重要課題となっています。加えて新型コロナウイルス感染症の感染拡大により温泉文化とその主要な担い手である旅館業とその関連産業ならびに主要な展開の場である中山間地域は存亡の危機に晒されています。

上記の観点から、私たちは、「書道や日本酒等」(たたき台「2. 各課題に対する対応方針 (1) 無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度について〈具体的な方策〉」)同様、「保存・活用の担い手や対象等」を明確にするとともに「ユネスコ無形文化遺産登録を目指す動きを後押しする」ためにも、「温泉文化」を「生活文化」の主要な要素として明示、位置づけられ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によってもたらされている温泉文化の主要な担い手である旅館業とその関連産業ならびに主要な展開の場が文化財保護法によっても守られることを強く希求します。

令和2年12月16日

一般社団法人 日本温泉協会

会長 笹本森雄

学術部顧問 熊倉浩靖

一般社団法人 日本温泉科学会

会長 前田眞治

一般社団法人 日本温泉気候物理医学会 代表 宮下和久

一般社団法人 群馬県温泉協会

会長 岡村興太郎

一般社団法人 日本秘湯を守る会

会長 星 雅彦